

第9 簡易タンク貯蔵所

第9 簡易タンク貯蔵所（危政令第14条）

1 区分

- (1) 「簡易タンク貯蔵所」とは、簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう（危政令第2条第5号）。
- (2) 簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次による。

【S37.4.6 自消丙予発44】

- ア 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替え業務を行うことができる。
- イ 簡易貯蔵タンクで、給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量未満であっても、給油取扱所として規制する。

ただし、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備（自家用のもの）で、給油の機会が少なく、一日の給油量が指定数量未満のものについては、貯蔵に伴う取扱いの範疇として簡易タンク貯蔵所として規制する。

ウ 簡易貯蔵タンクに設けた注油設備により、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所のタンクとして扱う。

2 許可数量の算定

許可数量は、タンク容量によるものとし、規制範囲内に2以上のタンクがある場合は、それぞれのタンク容量を合算する。

タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第6「屋外タンク貯蔵所」の例による。

3 位置、構造及び設備の基準

(1) タンクの数（同一品質の危険物）（危政令第14条第2号）

危政令第14条第2号の「同一品質の危険物」とは、法別表第一の品名が同じであっても品質が異なるものは、「同一品質の危険物」として扱われないものとする。（オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならない。）

したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に併置することができるものであること。

(2) タンクの空地及び固定方法（危政令第14条第4号）

ア タンクの空地

設置する地盤面は、コンクリート等で舗装し危険物の浸透しない構造とすること。

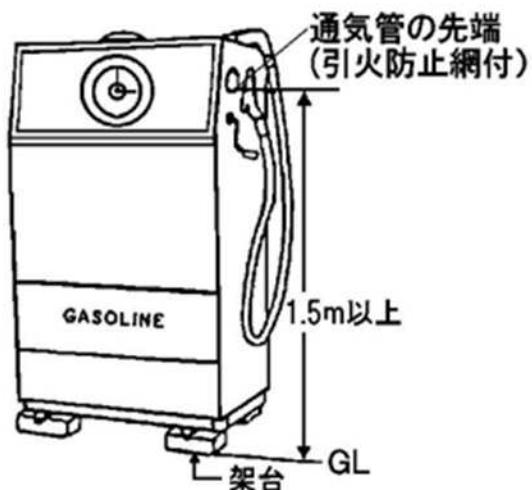
イ タンクの固定方法

危政令第14条第4号の規定による簡易貯蔵タンクの固定は、車止め又は鎖等による固定方法とすること。

(3) 通気管（危政令第14条第8号）

簡易貯蔵タンクの下端から通気管先端までの高さが1.5m未満のものにあっては、設置場所にコンクリート架台等を設け、通気管先端までの高さを1.5mとするものであること。（第9-1図参照）

第9-1図



(4) 加圧式簡易貯蔵タンク【S38.4.6 自消丙予発12】

コンプレッサーから圧搾空気を送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクで、次のア～ケに適合するものは、危政令第14条に規定する簡易貯蔵タンク（危政令第17条第1項第6号に規定する簡易タンクを含む。）として認められるものであること。

- ア タンクは、危政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合すること。
- イ タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験で、漏れ又は変形しない構造であること。
- ウ タンクには、常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- エ 給油ホースの取り付け部には、給油を行うとき以外は給油ホースとタンクとの間の危険物が遮断できるバルブ等を設けること。
- オ 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合、容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。
- カ タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。
- キ 外気温等により内圧が異常に上昇した場合は、その内圧を放出するための安全装置を設けること。
- ク タンクには、圧力計を設けること。
- ケ 内圧を抜かなければ、危険物をタンクに補給できない構造とすること。

(5) 電気設備

電気設備については、第17「電気設備」の例による。

